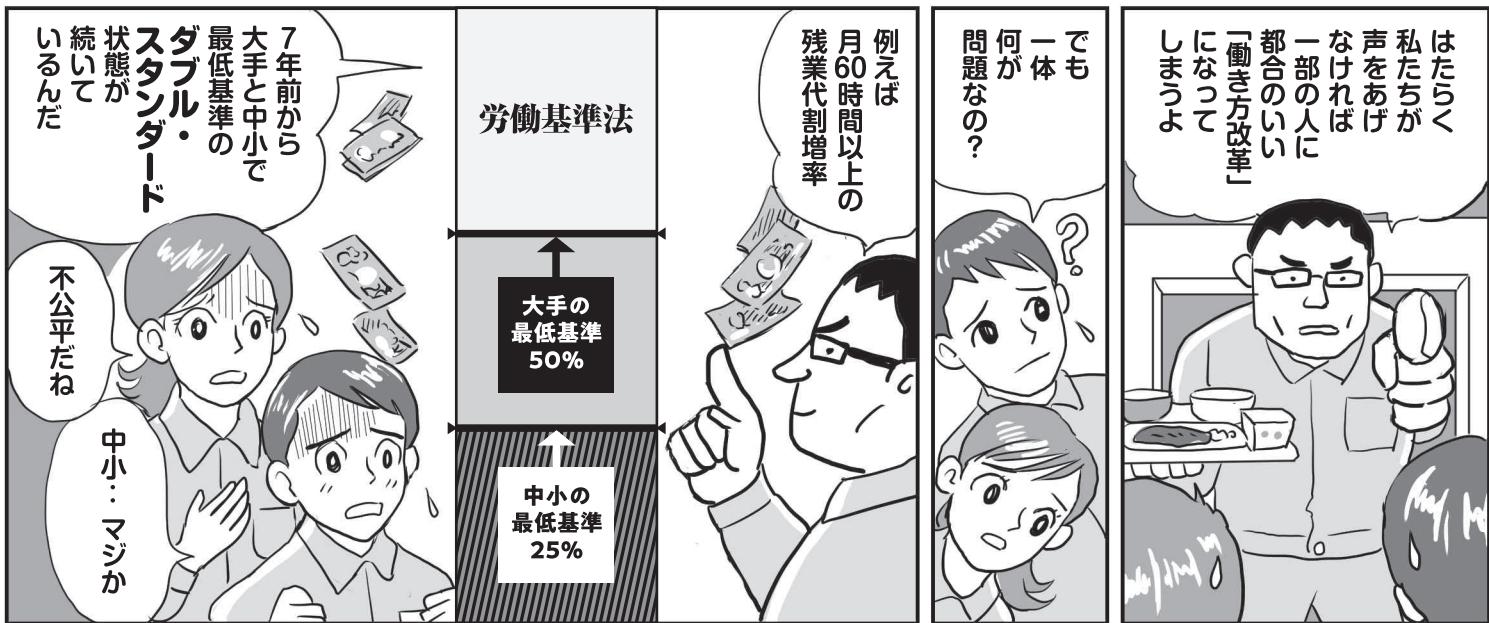


真の働き方改革へ向けて

中小
企業

時間外割増率の猶予即廃止を

ダブル・スタンダード



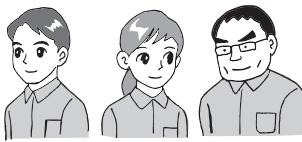
JAMは求めます

2010年の労働基準法改正で1ヶ月60時間を超える時間外労働は、割増賃金率50%以上となった。しかし、中小企業は当面の間、適用猶予となり、労働条件の最低基準を定める労働基準法が大手企業と中小企業とで7年間もダブル・スタンダードとなっている。猶予措置は即時廃止されるべきである。

2018年1月召集予定の通常国会では「時間外割増率猶予措置撤廃」と長時間労働を助長しかねない「企画業務型裁量労働の対象業務の拡大」や残業代ゼロの「高度プロフェッショナル制度の創設」の法案が一本化され「働き方改革関連法案」として審議入りの予定である。

JAMはこの一本化された法案に反対するとともに、ダブル・スタンダードとなっている「時間外割増率の猶予即廃止」を強く求める。

登場人物



鈴木さん 入社2年目 20歳
佐藤さん 入社7年目 25歳
委員長 入社24年目 42歳